2027 年 4 月入学予定者　各位

国内在住者用

在留カードにかかる手続きについて

明治大学　国際教育事務室

※現在、日本国内・国外、どちらに住んでいるかによって案内資料が異なりますので、このページの右上を確認してください。

1. 必要な手続きの確認

★在留資格が**「留学」**の場合

→ **【全員対象】活動機関に関する届出、【対象者のみ】在留期間更新許可申請**

☆在留資格が**「留学」以外**（例：家族滞在など）の場合

→ **【希望者のみ】在留資格変更許可申請**

※在留資格変更の要否は個別の状況によって異なります。「留学」への変更を希望される方、または就労系の在留資格や特定活動の在留資格をお持ちの方は、必ず本学が委託する行政書士法人へご相談ください（p.2）。

※留学生向けの奨学金制度は、在留資格「留学」の学生を対象としているものが多いため、他の在留資格では対象とならないことがあります。

※在留資格が短期滞在の場合は、原則、日本国内で「留学」への変更はできません。COE を申請し、母国でビザを取得する必要があります。

2. 活動機関に関する届出について（※在留期限内であっても必要です）

在留資格「留学」を持つ学生が、入学・卒業・退学などにより所属が変わった場合、14 日以内に自身で出入国在留管理局へ届け出る必要があります。オンラインまたは郵送で提出可能です。

＜注意＞

・届出をしない場合、今後の在留諸申請の審査等に影響が出る可能性があります。該当者は必ず届出を行ってください。

・所属校を退学して本学に入学する場合、上記の届出を行うとともに、本学入学前に所属校での退学手続きを完了するようにしてください。

・この届出について、大学への提出は不要です。

★詳細：出入国在留管理庁ホームページ「所属（活動）機関に関する届出」

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

◆届出に記入する明治大学の情報
【機関の法人番号（13 桁）】9010005002362
【機関の所在地】
和泉キャンパスに通う場合
〒168-8555　東京都杉並区永福 1-9-1　電話番号：03-5300-1477
駿河台キャンパスに通う場合
〒101-8301　東京都千代田区神田駿河台 1-1　電話番号：03-3296-4141
中野キャンパスに通う場合
〒164-8525　東京都中野区中野 4-21-1　電話番号：03-3296-4141
生田キャンパスに通う場合
〒214-8571　神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1　電話番号：044-934-7700

3. 在留期間更新申請・在留資格変更申請について

2027 年 4 月入学予定者は、本学が委託する「サポート行政書士法人」を通じて申請を行ってください。申請を希望する方は、必ず以下の案内資料を確認し、行政書士法人の指示に従って手続きを進めてください。
【案内資料】
在留期間更新・在留資格変更の手続きについて

4. 申請受付期間

- ◆ 受付開始日：**2026 年 12 月 1 日（火）**
- ◆ 依頼可能な期間：在留期限の 3 か月前から 3 週間前まで

5. お問い合わせ先

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請に関するご質問は、まず行政書士法人の案内資料をご確認ください。 その他のお問い合わせは国際教育事務室へご連絡ください。

在留資格（ビザ）の申請について：サポート行政書士法人（Meiji_U@shigyo.co.jp）
その他、入学手続や履修等について：明治大学国際教育事務室（coe@meiji.ac.jp）